

「証券受渡・決済制度改革懇談会」（第20回）議事要旨

- 【開催日時】 平成20年7月31日（木）午前11時～12時
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 金融庁・法務省「株券電子化の円滑な実施に向けた取組みについて」
 2. 現状認識、課題及び対応について
 - (1) ㈱証券保管振替機構
 - (2) 日本証券業協会
 - (3) ㈱みずほ銀行・全国銀行協会
 - (4) 中央三井信託銀行㈱
 - (5) ㈱東京証券取引所
 - (6) ㈱日本証券クリアリング機構
 3. 今後の懇談会開催予定について
 4. その他

【議事要旨】

1. 金融庁・法務省「株券電子化の円滑な実施に向けた取組みについて」

金融庁・岳野審議官から、電子化に係る広報及び実務的な準備のプロジェクト・マネジメントについての要望がなされた。広報については、今後は官民合わせて効果的な広報をすべく、改めて広報計画の見直しを相談していくこと、また、プロジェクト・マネジメントについては、当懇談会が核となって進行状況の把握、問題点の発掘、対応策の検討、それに対する結果の確認等、基本的なプロジェクト・マネジメントを進める必要がある旨の発言があった。

また、法務省・始関審議官から、これまでTAが行っている株主管理事務について今後は、証券会社が行うことになるわけだが、今後5ヶ月の間に証券会社の窓口でTAにも勝るとも劣らない取扱いができるようになることもプロジェクト・マネジメントの中に入れて、しっかり検討していただきたい旨の発言があった。

2. 現状認識、課題及び対応について

各団体より、株券電子化に係る現状認識や課題、対応について大要、以下の報告が行われた。

①(株)証券保管振替機構

大前常務取締役から以下の報告が行われた。

株主名簿管理人関係としては、本年3月から4月にかけて電子化移行手続き等に関し全国で説明会を開催した。それから7月から10月にかけて電子化後の振替制度における機構の取扱いについての同意書等の必要書類の提出を受けているところである。

発行会社関係としては、本年12月から来年1月にかけてコーポレートアクションの制限がされることから、昨年11月に機構から発行会社へ通知を行い、また、各取引所からも周知を行っている。

制度参加者関係では、6月に新制度への参加手続き等の説明会を開催し、現在は口座開設申請書等の必要書類の提出を受けているところである。

制度・システム関係では、来年1月の全面稼動に先立ち、先行稼動として本年9月1日から加入者情報システムを稼動させ、10月27日から実質株主通知を行う予定である。その準備として3月から8月にかけて株主名簿管理人から株主情報、証券会社からは顧客情報の提出を受け、それら情報を統合し、株主情報の名寄せ及び株主通知実施のためのデータ構築作業を現在、実施している。

規則・特例対応関係では、5月取締役会で決議し、現在、当局へ許可手続きを進めている。また、事前確認スキームの運用を行っている。

次にシステム関係だが、先行稼動に向けた総合テストについては、予定どおり9月1日に開始する通知を7月28日付けで参加者通知を行った。来年1月の全面稼動に向けた総合テストについては、5月27日から11月16日までの間で全13回、日数で28日を予定している。総合テストについては、接続確認テストが6月25日までに完了し、業務確認テストについては、全8回のうち2回目までが終了している状況である。この2回の業務確認テストで全部で1万121件のテスト項目があるが、このうち9,800件（消化率96.8%）については特段、問題はない。残り3.2%については、次回以降のテストで確認し、最終的に100%問題ないという状況にする。

全面稼動の稼動判定は、総合テストが終了する11月末に行うが、総合テストの主要項目が終了する9月半ばには、各社の対応状況が概ね確認できる。

周知・啓発活動については、推進センター、東証と連携して対処しているが、6月末から7月上旬にかけての株主リーフレット同封次期に合わせて、全国67のテレビ局でリーフレットを活用したスポットCMを集中的に実施、また、7月3日付けで全国の新聞48紙に一面広告を掲載している。マスメ

ディアを通じた広報活動については、これまでは早期預託を中心に訴えてきたが、これからは特別口座でも株主としての権利は保全されることの実実を伝えることに力点をシフトさせることを考えている。

以上、機構としては、現時点では来年1月の電子化実施に向けて特段の何か大きな問題が生じているという状況ではないと認識している。

②日本証券業協会

大久保専務理事より以下の報告がなされた。

制度面の予定では、本年10月に施行日政令の公布が予定されているが、公布にあたっては、準備状況が確実に進んでいるかどうかの進行管理がきちんとなされていることが必要だ。今後の実施に向けて1ヶ月に1回の会合で情報交換を進めていくよう提案している。

証券会社のシステムについては、保振のテスト等に対応して稼働するようにすることが大きな課題であり、協会としても現状把握の調査や説明会の開催をしているが、今後も金融庁とともに品質確認のフォローをしていく。

早期預託については、保振の対応としては、証券会社保護預り株券の預託促進と同時に上場会社にも早期預託の依頼をしているが、10月以降には1日当たり受入件数を調整する可能性もあるため、現段階で早期預託促進、その他の事務を進めていく必要がある。

証券会社においても様々な早期預託促進策を実施するとともに、新約款を策定する必要があるため、協会で検討し、顧客に広報していく予定である。

株式担保については、現在10数社の証券会社に対応しており、新規に検討している会社もあるようだが、担保株式の専用口座の開設や受入を遺漏なく行える体制の整備が必要である。また、銀行、貸金業者あるいは事業金融で担保に使われているため、事前の預託の実施や担保関係の手続の周知等が必要であり、各地の商工会議所等への働きかけを行っていく。

振替等の実務については、実際に担保物件が電子化されたあとの振替実務の標準事務マニュアルの作成、あるいは証券会社向けの周知・研修を、現状システムの担当が中心となって準備を進めているが、システムだけでなく、証券会社の窓口で混乱なく対応できるようにするための体制づくりが重要な局面にきている。

最後に周知についてであるが、早期預託の促進、本人名義の確認、名義書換の周知を中心に行ってきたが、今後とも名義書換の重要性のアピールと同時に特別口座や相談窓口についても周知する必要があり、また実施日についても改

めて周知していく必要がある。具体的な広報手段としては新聞広告、株主宛てリーフレットの配布、ポスターの見直し、よくあるQ & Aの改訂版作成など、様々な質問に迅速に対応できる体制を作っていく。

推進センターに設置したコールセンターでは問合せがかなり増えており、特に株主宛てリーフレット配布後は特別体制を組んで対応した。9月上旬以降もコールセンターの特別体制で対応することを検討しており、2月上旬くらいまで特別体制を敷いて、円滑な実施に遺漏のないようにしていく。

③(株)みずほ銀行・全国銀行協会

みずほ銀行、吉田常務より以下の報告がなされた。

来年1月5日を実施予定として銀行界としても必要な検討を進めてきたところであり、業界対応として必要な検討を終えたと考えているが、今後の残された課題について鋭意検討を進めていく。

全国銀行協会・辻業務部長より以下の報告がなされた。

銀行界にとって最重要事項は担保であるが、従来、略式質の利点や利便性を生かして担保融資を行ってきたが、引き続き略式質の特質である匿名性の確保や利便性の維持、そして振替制度の円滑な実施を図る必要がある。これまでの取組みとしては、顧客との間の取引の円滑な対応のため、担保設定・解除・実行といった株式担保にかかる想定事務フローを19年4月に作成し、有価証券担保差入証に関する留意事項を取りまとめた。また、1月5日の一斉移行対応ということで、通常預託、特例預託あるいは事前確認スキームといった預託手続きを取りまとめて通達した。このほか、周知・一般理解促進のため、株式担保取引Q & Aを作成した。また、これらについて会員への説明会を開催したほか、信金や信組などの金融機関向けの説明会、日証協や各地の商工会議所との共催で全国各地で事業者向けの説明会を開催している。

タンス株券の問題については、今年6月に預託手続きに関する促進協力という内容の全銀協通達を発出した。また、貸金庫の利用者向けの注意喚起用ポスターを用意した。

株券電子化までのスケジュールとしては、10月くらいまでに担保株券の預託手続きを終える必要があり、会員銀行にも協力を求めている。

大量預託した分は、事前確認スキームに則って終了しており、これらが担保株券の6割強を占める。特例期間を過ぎても預託できなかった担保株券については、特例登録質の手続ということで検討を進めている。

今後の検討課題であるが、まず新制度における株式担保実務の検討事項の1つ目として、担保振替実務については、日証協の振替実務検討会の検討を踏まえ、必要があれば想定事務フローを改訂する予定である。次に、担保差入後に担保権設定者の振替元の口座残高がゼロになった場合、現行のままだと口座解約になる可能性があるが、コーポレートアクション等で株主に対する無償株式が入る口座が引き続き必要であるため、証券界と銀行界において申し合わせの必要があるかを含め、検討を行う。

税制上の取扱に関して、特定口座から一旦担保として出したものを、また元に戻した場合の税制上の優遇措置が引き続き認めもらうよう、全銀協として21年度の税制改正要望を出している。最後に、配当金の受取方法に株式数比例配分方式が加わるため、事務フローの取りまとめを行っている。

移行にかかる積み残し検討事項としては、まず、7月18日付の会員通知について、10月までに預託手続の対応を完了するように会員銀行に依頼し、顧客にその点を十分に説明するように要請するとともに、対応状況のアンケートを併せて行っている。最後に、特例登録質の取扱について、8月中に事務処理フローを取りまとめる予定である。

④中央三井信託銀行(株)

竹井執行役員より以下の報告がなされた。

代行機関として電子化対応は広範囲に及ぶため、各社とも部門横断的プロジェクトチームを組んで対応していく。各社の進捗状況は概ね足並みはそろっており、現時点で各社とも大きな問題はない。

事前準備対応として、データクレンジングについては6月末にクレンジングデータの提出を終えており、読み方が不明な株主やカタカナになる株主に対して書状を出す予定である。事前確認スキームについては、参加証券会社による持ち込み自体は低調であるが、関係者を中心に対応している。

TAとしてのシステム開発の状況としては、各社とも保振の定めたシステムの概説書、システム接続仕様書に即して開発を進めており、概ね各社とも総合テストの段階に入り、とくに問題は生じていない。

保振とのテストの実施状況は、6月で終了した接続送受信テストは問題ない旨を確認済みであり、業務確認テストは7月に入って本格的に実施されており、ほぼ順調に推移している。

事務体制の準備状況、移行対応の状況については、各社ともに事務マニュアルの制定を進めており、今後本格化する。12月30日から1月26日までの切

り替え移行計画をほぼ策定し、切り替えにともなって不測の事態が起こった場合のコンティンジェンシープランについても制定を進め、ほぼ順調に進んでいる。

発行会社への対応に関しては、T Aも各関係者と協調し、発行会社宛てにスケジュール、個別対応すべき事項など、セミナー、ニュース、通信物の形で情報提供を実施する。今後、各種の事務の取扱指針の詳細が決まり次第、発行会社宛てに説明会を実施する予定である。

⑤(株)東京証券取引所

深山常務より以下の報告がなされた。

本年3月に電子化後の当取引所における制度整備を取りまとめた株券電子化要項を公表し、今秋、施行日の発表にあわせて規則改正を予定している。

また、電子化施行日の前後にコーポレートアクション等が一定期間制限されるため、マーケットの立場から取引参加者や上場会社の代表者宛てに通知をし、ホームページで公表している。

端株が電子化後は振替制度の対象にならないため、端株発行会社において対応策を早期に決定してもらう必要があり、各社にヒヤリングを行っており、今後も随時確認を行う。

現時点で端株整理の方法として、株券電子化にあわせて株式分割した上で単元制度を導入するという措置を発表している会社が8銘柄あるが、決済面の事情から12月25日から30日までの4日間、売買を停止する措置を東証として取ることを発表し、ホームページに掲載している。

また、金融庁からの要請もあり、本年7月28日に取引参加者および上場会社の代表者宛てに「株券電子化の円滑な実施のための対応について」という通知を行い、システム開発、事務手順の整備、株主への周知等についての、より具体的な要請を行っている。この中で、上場会社宛ての通知はアンケートを同封し、今後株券をどういう形で持ち続けるのか、担保の状況、株主への周知の方法、端株制度を採用している会社が今後どういう形で整理するのか、という点についてアンケートを行っている。

広報活動に関しては、株主等への株券電子化の周知・啓蒙活動については、推進センターの設立当初からセンター、保振と連携して対応しているが、今後も引き続きこの連携を強化し、周知を図っていきたい。法務省、金融庁も含め、関係省庁の協力もいただきたい。

⑥(株)日本証券クリアリング機構

藤澤常務より以下の報告がなされた。

昨年3月の保振における株券電子化小委員会の検討状況を踏まえ、清算参加者に実務・システム対応の留意点を取りまとめて公表した。今年3月には取引所サイドの電子化後の上場売買制度との整合性も考慮した株券電子化にともなう制度改正の要綱を公表した。今後、要綱をもとにして規則改正を行うとともに、電子化移行時及び移行後の実務の留意点をまとめた事務処理のマニュアルを公表する予定である。

システム対応状況に関して、保振との接続テスト等は、保振におけるテストスケジュールに則って特に問題なく実施している。10月5日に清算参加者を交え、取引所取引の決済を想定した全体的なテストを実施する予定であり、8月中旬にテストの実施手順書を公表する予定である。

3. 今後の懇談会開催予定について

事務局 次回は8月下旬に開催することで日程調整を進めていく。

4. その他

座長 懇談会終了後、保振の大前座長代理と日証協専務理事の大久保委員から報道関係者に対し、ブリーフィングを行うこととした。

引き続き、総仕上げとして万全の取組みをお願いしたい。

以上